

令和7年度（令和6年分） 市県民税申告日程について 【溝辺地区】

【申告期間】

令和7年2月3日(月)～令和7年3月17日(月)

(金土日祝日除く)

※ 霧島市役所(本庁舎)では、令和7年3月9日(日)を休日申告日として
指定しております。

【受付時間】

午前9時～11時30分 午後1時～4時

【申告会場】

溝辺総合支所 1階 小研修室

※ 選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付
2月	1	土	△	2月	16	日	△	3月	3	月	○
	2	日	△		17	月	○		4	火	○
	3	月	○		18	火	○		5	水	○
	4	火	○		19	水	○		6	木	○
	5	水	○		20	木	○		7	金	△
	6	木	○		21	金	△		8	土	△
	7	金	△		22	土	△		9	日	休日申告 (国分会場のみ)
	8	土	△		23	日	△		10	月	○
	9	日	△		24	月	△		11	火	○
	10	月	○		25	火	○		12	水	○
	11	火	△		26	水	○		13	木	○
	12	水	○		27	木	○		14	金	△
	13	木	○		28	金	△		15	土	△
	14	金	△		1	土	△		16	日	△
	15	土	△		2	日	△		17	月	○

自治会の割り振りはありませんので、期間内にご来場ください。

◎ 申告開始当初や終了間近は混み合うことが予想されます。

来場者が多いと待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

◎ 来場される前にご確認ください。

- ・ 農業所得のある方は、「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越してください。
- ・ 医療費の控除を受けたい方は、「医療費の明細書」をあらかじめ作成してお越してください。
- ・ 経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越してください。

◎ 無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

- ・ 該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。

◎ 以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告
- ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告
- ④配当所得の申告
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告

※ ②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所会場でも申告ができる場合があります。

■お問い合わせ先

溝辺総合支所 地域振興課
電話 45-5111 (内線6009・6010)

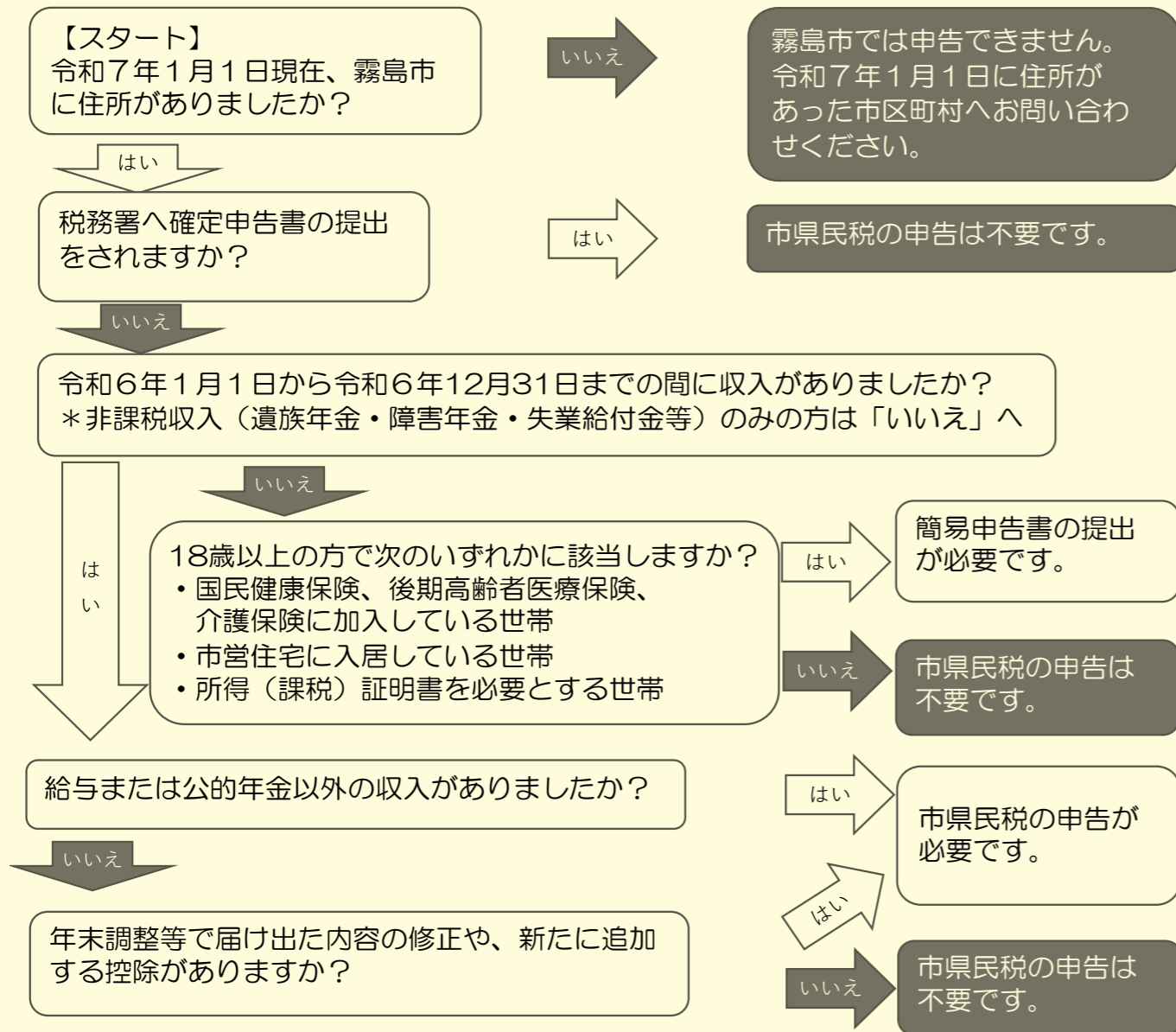
※所得税及び消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(62-2161)までお問い合わせください。

令和7年度
(令和6年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」は、ホームページや広報誌にも掲載していることから、来年度からは班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」も、来年度からは全戸配布を廃止いたします。必要な方は、今年度申告した際に来年度分を持ち帰るか、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市役所 税務課 市民税グループ 宛
ファックス：0995-64-0931
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者に収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。